

十九八七	六五四	三二一	○ 基年 づ 財 個 財 務 務 省 人 向 け 國 債 、 平 成 三 十 發 行 三 行 年 條 件 四 月 九 日 財 務 大 臣 麻 生 太 郎					
の第適初発発利二用期行行子期利利価日の以率子格適後の	振額最低額面金	發行額	用振等項及の適	振替條例の根拠	法發行の根拠	名稱及び記	号及記	基年づき、平成三十發行の年條件等を次とおり行われるた、利
子年額平す額の振計當○面成るの記替算た・金三。整載法期り○額十數又の間五百一倍は規開各パ円年の記定利しに三金録によ前セつ月額はよ前期ンき十ト百五よ最振行われた利	一百萬十面振金替適「平成十三年法律第十七号」によるものとし、その規	額の定以律債、株式等の振替に關する法律第十四号。	社債第一項に關する法律第二十回	特年別會計に利付國庫債券へ變動	十個人向け利付國庫債券へ變動	四十個年回	四十個年回	百八二年四月九日財務大臣麻生太郎
振額最低額面金	發行額	用振等項及の適	振替條例の根拠	法發行の根拠	名稱及び記	号及記	基年づき、平成三十發行の年條件等を次とおり行われるた、利	
子年額平す額の振計當○面成るの記替算た・金三。整載法期り○額十數又の間五百一倍は規開各パ円年の記定利しに三金録によ前セつ月額はよ前期ンき十ト百五よ最振行われた利	一百萬十面振金替適「平成十三年法律第十七号」によるものとし、その規	額の定以律債、株式等の振替に關する法律第十四号。	社債第一項に關する法律第二十回	特年別會計に利付國庫債券へ變動	十個人向け利付國庫債券へ變動	四十個年回	四十個年回	百八二年四月九日財務大臣麻生太郎

○
基年
づ
財
個
財
務
務
省
人
向
け
國
債
、
平
成
三
十
發
行
三
行
年
條
件
四
月
九
日
財
務
大
臣
麻
生
太
郎

用
利
率

十一
初期利子

十二
後第二期以
利子以
額限

に五發行する月における入札から償還までの利回りに、基づき算出された入札（当該開始日）が五パーセントを下回る場合は、〇六六を乗じた率が〇五パーセントとされたくないが、セントは・九九とされた複数とみなす。したがって、〇五パーセントの上乗じた率が〇六六を乗じた率が〇五パーセントとされたくないが、セントは・九九とされた複数とみなす。

（以下、支払式による算出し規定期）

次号の翌営業日に支払う（以下、支払式による算出し規定期）

その期が銀行休業日に当たるときは、

支払式により算出し規定期とし、次号の翌営業日に支払う。ただし、支払式により算出し規定期とし、次号の翌営業日に支払う。ただし、支払式により算出し規定期とし、次号の翌営業日に支払う。

（以下、支払式による算出し規定期）

毎年三月十五日及び第十三号において同じ。（以下、支払式による算出し規定期）

を支払期とし、各支払期間に属するお問い合わせを支払う。

（以下、支払式による算出し規定期）

利息とし、以前六月間及び九月十五日までを支払期とし、各支払期間に属するお問い合わせを支払う。

（以下、支払式による算出し規定期）

本店又は支店

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

$$\text{日本銀行の額面金額} \times \frac{\text{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十六五四三

払込場所
償還期日
償還期日
償還期日
償還期日

日本銀行の額面金額
平成三十一年三月十五日
日本銀行の本店又は支店

中途換金の取扱い

二年三月十五日以後において、平成三十一年三月十五日以後に買取りは、平成三十一年三月十五日以後に買取金額は、算式により算出した金額とする。

(一) 平成三十二年九月十五日前までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

(二) 平成三十一年九月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十一号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受正する法律（平成二十五年法律第三条の規定による改定する特別障害者扶

(二) (一) 金そ買る人月をつ災十救すは指第昭（人が養
 る額の場合は金額一経過利子に相当する額）
 の場合
 平成三十一年九月十五日前
 まら額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信
 金額×（初期利子に相当する額）
 79.685
 100
 +
 経過利子に相当する額
 とぞ金とけ五すとが号法。該都百二區又は死亡契
 金額が國日發行に昭和区区にあつ条法、居益者
 の間の場合
 成三十二年三月十五日前
 にはで債前者に生に昭の区域若つての律、第地方法
 算、きのでがはしよ和救十にしては十におくは、九
 式次る中あ、當、當救十に當該當該個個災行法て總當該市又
 にのも途つ平該當救十にしては十におくは、九
 よ区の換て成個該助二の年いは、九第十七項法町村統
 分と金も三人災の年いは、九第十七項法町村統
 算にしを、十向害行法て總當該市又
 出応、請當二けにわ律、合該區と
 じそ求該年國かれ第災債かる百害
 した、のす個個債かる百害

十九

払元
場利
所金
支

日本
銀行